

アメリカ通商政策と日米貿易の展望

曾我部 麻衣

はじめに

グローバル化が進行する中で、世界における貿易の重要性はますます高まってきている。特に日本とアメリカの貿易は世界においても大きなシェア、影響力を持ち合わせており、同時に日米貿易摩擦は長年に渡り、何度となく問題となってきた。

これまでの日米間の貿易摩擦の歴史を振り返り、これから双方が健全で激しい摩擦のない貿易体制を整えていくための方法を考えていく上で、「自由貿易」と「保護貿易」、「公正貿易」と「不公正貿易」の概念をとらえておくことは重要である。

まず、「公正」と「不公正」の概念を考える際に、何が不公正であるかということは貿易相手国同士の認識によって異なることが多い。状況や国によって消費者や相手国とのバランスを考慮して外国製品を輸入することを「公正」と判断することもあるれば、被害を受ける産業や労働組合を考慮して自国産業を保護することを「公正」と判断することもあるかもしれない。ただ、決定的に誰もが不公正であると判断できる数値が双方の貿易収支である。公正貿易とは少なくとも、双方が譲歩しあう点での公正と認識される点を見出し、貿易赤字、黒字のバランスをうまくとろうと努める貿易のことを指す。

次に「自由」と「保護」の概念を捉える際に、一般的に世界各国が目指しているのは自由貿易体制とされている。WTO という世界貿易機関においても「自由主義」の提唱のもとに成り立っている。しかし、表面的には誰もが自由主義を唱えていても背後に存在しているのが「保護主義」である。自由と保護とは相反する概念で、自由貿易を推奨していく上で、自国で競争力のない産業が貿易相手国の競争力のある産業に影響を受けていることを見逃すわけにはいかない。よって自国内における多少の保護は必要となるであろうが、相手国との兼ね合いをどうすべきかが問題となる。したがって、自由貿易という形だけを追求していくことが、双方の貿易収支のアンバランスを解消していくことにはならず、貿易を行う上ではそれが一概に公正な貿易を行っているとはいえないだろう。

これから、日本とアメリカはお互いがどのように譲歩をし合って自由で公正な貿易を目指していくのであろうか。日米貿易摩擦には双方の政治、経済体制、また産業が深く関わっている。よって、「自由度がある公正な貿易」の可能性や方法を探るべく、これまでの日米間の通商政策の歴史や保護主義的な通商法を検証していくことで、公正貿易の実現を阻害する問題点と解決法を見出していくことにする。

1. 日米貿易の概要と摩擦の生成

1.1. 日米間における貿易データ

まず、日米間それぞれの貿易品目の特徴を述べると、日本からアメリカへの輸出品は工業品が主であり、所得弾性値の高いものが多いといえる。実際、この工業品はアメリカからの需要

が高い。逆にアメリカから日本への輸出品は自動車や機械類が大半であるものの、同時に一次産品である食料の日本の対米輸入が22.1%を占めており、所得弾性値が低いものも多いといえる。ここから両者の輸出入品目の内訳にアンバランスが生じているといえる。

2004年におけるアメリカの対日輸出は前年比4.6%上昇の544億ドル、輸入は前年比9.8%上昇の1296億ドルである。日本の対米輸出、輸入はともに年々増加している。

表1は財務省、国際連合のデータをもとにJETROと総務省が作成した日本の貿易相手国の上位国とアメリカの主要相手国の上位国の輸出入額の統計である。2005年の日本の貿易相手国としてアメリカは輸出、輸入はそれぞれで1位、2位であり、2003年のアメリカの貿易相手国として日本は、北米自由貿易協定(NAFTA)の加盟国であるカナダ、メキシコを除くと輸出、輸入でそれぞれ1位、2位の地位を占めている。

表1 日本の貿易相手国TOP5とアメリカの貿易相手国TOP6

<日本>

(輸出)			(輸入)			単位：(100万米ドル、%)					
2005年	金額	シェア	2005年	金額	シェア						
輸出総額	598,215	100.0	輸入総額	518,638	100.0						
アメリカ	134,889	22.6	中国	109,105	21.0						
中国	80,340	13.4	アメリカ	64,497	12.4						
韓国	46,880	7.8	サウジアラビア	28,739	5.5						
台湾	43,910	7.3	アラブ首長国連邦	25,324	4.9						
香港	36,132	6.0	オーストラリア	24,609	4.7						

(注) ここでのシェアとは、日本の輸出総額に占める各国向け輸出金額の割合を示す。

(出所) JETRO「貿易・投資・国際収支統計」より著者作成。

<http://www.jetro.go.jp/jpn/stats/trade/excel/rank.xls>, <http://www.jetro.go.jp/jpn/stats/trade/excel/rank2005.xls>

<アメリカ>

(輸出)			(輸入)			単位：(100万米ドル、%)					
2003年	金額	シェア	2003年	金額	シェア						
輸出総額	723,609	100.0	輸入総額	1,305,092	100.0						
カナダ	169,452	23.4	カナダ	227,600	17.4						
メキシコ	97,452	13.5	中国	163,250	12.5						
日本	52,062	7.2	メキシコ	139,700	10.7						
イギリス	33,894	4.7	日本	121,232	9.3						
ドイツ	28,846	4.0	ドイツ	69,613	5.3						
中国	28,417	4.0	イギリス	43,742	3.4						

(注) 金額は、IMFの作成した為替レート(月別の貿易ウエイトによる加重平均値)により、原典において米ドルに換算したものである。

(出所) 総務省『世界の統計2006』第9章より著者作成。 <http://www.stat.go.jp/data/sekai/zuhyou/0907.xls>

では、そもそも日米間の貿易で何が問題となっているのか。特に、貿易摩擦をみる上で一つの指標となるアメリカの貿易赤字は深刻に問題視されている。2005年のアメリカの貿易赤字（国際収支ベース）は7663億6900万ドル、同年のアメリカの経常収支赤字（国際収支ベース）は7915億800万ドルであり、貿易収支赤字が経常収支赤字の大部分を占めている。¹また、2004年の日本に対する貿易赤字は752億ドルと前年に比べ、13.9%増加した。しかし、それ以上にアメリカの日本以外の貿易相手国、特に対中貿易赤字が問題視され、その解決が注目されており、アメリカの対日貿易赤字が1位である時ほど対日貿易赤字は問題視されていないかもしれない。しかし、依然としてアメリカの対日貿易赤字は2位であり、解決すべき重要な問題の一つであることにはかわりはない。²

1.2. 日米貿易摩擦が起こるサイクルモデル

ここで、一言で貿易摩擦といっても細かいところどころで日本、アメリカ両国の考えの相違が見えるため、摩擦が生じるまでの典型的なサイクルを確認しよう。

1. アメリカ議会とアメリカ産業界がアメリカ政府に取り除くべき日本の貿易障壁について要求する。
2. USTR（米通商代表部）3、商務省4が外交官グループ5と純粋経済学者グループ6の意見を調整した後、日本側に提起する。
3. 日本は貿易障壁が問題となっていることを否定する。
4. アメリカ政府はアメリカ議会とアメリカ産業界の圧力を受け、日本に調整、認証などの手続き面での透明性を示すことを要求する。
5. 日本は交渉後、アメリカの要求のいくつかを受け入れることに合意する。
6. アメリカ政府と日本政府は5の決着の結果を日米間関係の進歩として評価する。しかしその程度は、アメリカでは、アメリカ政府がアメリカ議会と産業界の影響を考慮し、日本の譲歩を強調するのに対し、日本は利益団体からの批判を最小限にしようと、譲歩を過小にする。
7. 日本はアメリカの日本に対する譲歩が少なく、対応が遅いものが多いため、アメリカの譲歩を小さく評価する。反対に、日本はアメリカの無理な要求に応えたと捉え、自国の譲歩を大きく評価する。
8. 協定が制定された後、アメリカ議会とアメリカ産業界は再びアメリカ政府に販売実績に基づいて、改善されていない日本に対する不満を指摘する。
9. アメリカ政府は手続きの改正が販売実績の向上につながると考えるため、日本に自由貿易市場の拡大—実績増加を見込んだ調達や認証の手続きの改正を求める。
10. 日本はアメリカの要求を受け入れない。反対に問題は手続き面ではなく、市場進出を図る際のアメリカ側の努力の欠如が問題であることを指摘する。

このように特に6,7の過程においてはアメリカと日本側の見解に相違が見られる。両国の政府がそれぞれの背景にある議会や産業界、利益団体を優先的に考慮することも、互いに望むことの違いとなり、摩擦へと発展するといえるかもしれない。⁷

1.3. 日本とアメリカの「貿易障壁」の認識の違い

1.2節でのプロセスにもあったように、日米貿易において日本とアメリカの双方が感じている「不公正観」には食い違いが生じる。そこで、両国政府が公表する報告書をそれぞれ示しておく。

アメリカの『外国貿易障壁に関する国別貿易評価報告書』(USTRが公表。GATT、WTOのルールとの整合性を問わずに指摘。)によると日本に対する以下の貿易障壁を含む事柄を不公正であるとして挙げている。

- ・ 関連企業間の協力で相互にいりくんだ「系列」関係の存在が公正な市場アクセスを阻害する
- ・ 高度に発達した政府の経済規制と規制の運用における透明性と予測可能性の欠如
- ・ 官僚と日本企業との密接な協議と行政指導の伝統

一方、日本の『不公正貿易報告書』(経済産業省が公表。GATT、WTOのルールとの整合性にに基づき指摘。)によると、以下のアメリカに対する障壁を含む事柄を不公正として捉えている。

- ・ 輸出自主規制の要請などの「灰色」配置がWTOセーフガード協定により段階的に廃止されることになったが、将来同じような問題が生じないという保証はない
- ・ 国家安全保障政策といった曖昧な基準に基づく数量制限や一方的判断に基づく措置
- ・ アンチ・ダンピング法および手続
- ・ 相殺関税法及びアメリカ特有の補助金算定方式
- ・ 外国製品を差別する知的財産権法
- ・ 政府調達慣行
- ・ 恣意的で一貫性を欠く原産地規制

このようにアメリカ側は貿易を行う上での日本の構造的な障壁を問題としているのに対して、日本側はアメリカの措置でGATTやWTOの取り決めに違反する恐れがある事柄を指摘している。日本とアメリカの両国はそれぞれの異なる「不公正」概念のもとで通商政策を行っているため、アメリカと日本が貿易障壁と指摘する問題点の違いが見られることを踏まえた上で、互いに批判しあうだけでなく、解決を図るために譲歩しあうことが必要となってくる。⁸

1.4. 日米貿易摩擦の焦点となる問題点

貿易摩擦の問題点のまず一つ目として、日本の対米輸出規制または対米輸出自主規制が挙げられる。この輸出規制を行う管理貿易は、アメリカ国内でも議論されてきた保護貿易の象徴である。日米貿易摩擦ではこれまで多くの日本製品の個別品目が非難対象とされ、そのうちアメリカが日本の輸出を規制した品物には、鉄鋼、テレビ、VTR、DVDが含まれ、日本が対米輸出自主規制という形をとった品物には、繊維、工作機械、自動車が含まれた。

日本の対米輸出の自主規制の一例として自動車をとりあげる。日本の自動車の対米輸出が増加した1980年にはアメリカ国内の工場の閉鎖や20万人のレイオフが起きた。日本車輸出の増加がアメリカ国内での雇用創出量の低下の大きな一因となったのである。アメリカは国内での雇用減や企業の収益減をも引き起こした日本車の輸出増加に対応するため、全米自動車労働組合は日本車の輸入救済措置の発動を求め、またアメリカ議会でも日本車の輸入規制法案が続出

した。しかし、アメリカ国内で自由貿易を考慮する側からの日本車の輸入規制法案についての反対があり、また、全米自動車労働組合の要求も認められなかった。したがって、アメリカはあからさまに日本の輸出を規制するのではなく、日本へ対米輸出自主規制という妥協案をとるように求めた。そうして1981年に開始された対米自動車輸出の自主規制は1994年まで継続し、台数では1981～82年では168万台以下であったのが1986～87年では230万台以下と推移した。

それからは、日本の自動車企業のアメリカ現地における生産が進んできた。2006年現在において日本車の対米輸出は増加しているが、アメリカ国内の自動車産業の衰退次第で再び日本車の輸出自主規制がなされる可能性もないとはいえないであろう。実際に、アメリカが日本からの輸入を規制すると、消費者はよい製品を高額で購入しなくてはならなくなり、日本製品の代替物が存在しない場合には企業はコストの上昇という被害を受け、日本だけでなくアメリカ自身も被害を受ける。しかし、自動車の例に代表されるように、アメリカが表面的には対米輸出規制を実施せず、日本に対米輸出自主規制を促した背景にもやはりアメリカ国内に保護主義的な考えが存在するのである。

二つ目にアメリカの対日輸出の拡大が挙げられる。その代表事例として1970年代終わりの牛肉・オレンジ問題が挙げられる。日本からの金属、機械の輸出が著しかった当時、特に牛肉とオレンジに焦点を当ててアメリカは日本の市場の開放を求めてきた。この問題については78年に会談が開かれ、牛肉・オレンジの輸入枠を拡大するというで一応の決着はついたが、再び80年代に問題が再浮上した際にはさらに日本の外国からの輸入枠を拡大するという方策をとった。その一つの例として、2006年6月29日に始まった、WTO閣僚会合ではアメリカは日本やEUに「農産物の関税を55～90%削減したうえで、全品目の関税率を一律75%以下にカットする『上限関税の導入』」⁹を迫っている。このアメリカの強硬な要求には、農産物輸出をより増加させるために、日本の市場の開放を促したいというアメリカ議会の考えが込められているといえるが、日本側は反対姿勢をとっている。

最後にアメリカは貿易赤字とともに双子の赤字とされる、多額の財政赤字も増加させ続けている。貿易摩擦問題の改善策には輸入品規制や輸出品の拡大といったミクロ的な対策だけでなく、貿易相手国同士の経済情勢の違いというマクロ的な要因も大きく影響しあうことも頭に入れておく必要がある。¹⁰

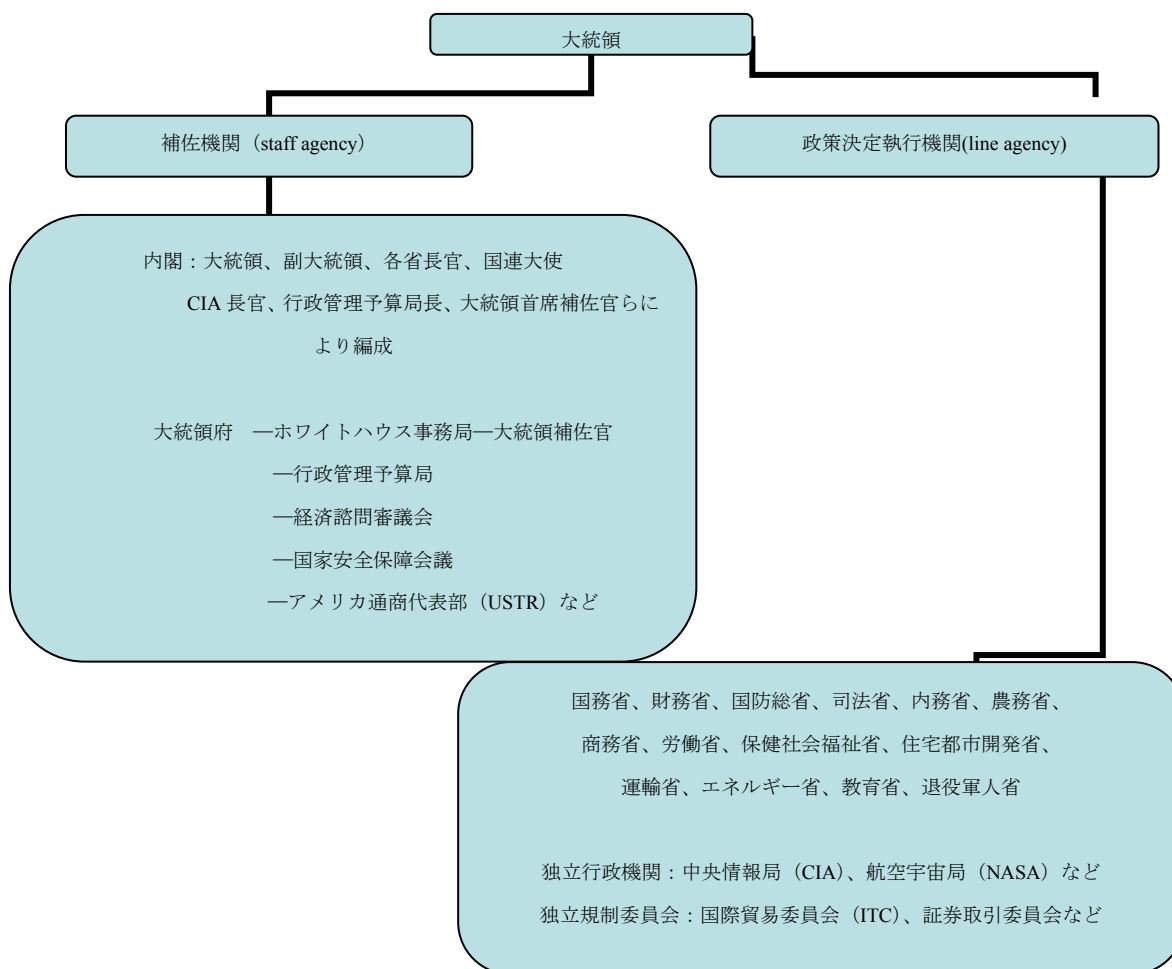
2. GATT ラウンドとアメリカの通商政策の軌跡

2.1. 通商政策に関わるアメリカの組織

組織体制、権限から見るアメリカ議会と大統領の関係

アメリカの通商政策には多くの機関が関連をしており、それぞれの機関が絡み合う中で、日米貿易摩擦の中でも根底となるアメリカの保護主義的な考えが生まれてくる。まずは、アメリカの通商政策において保護主義がどのように浮上してくるかをアメリカの議会と大統領の関係をもって触れておきたい。

図1 連邦行政府の組織



(出所) 伊藤 (2000,341 頁) より著者作成。

図1は大統領を取り巻く多くの機関の関係を示している。まず、アメリカは大統領制をとっており、行政府と議会とは区別される。アメリカの議会制度は日本やイギリスの議院内閣制とは異なり、大統領と議会はお互いが独立した立場であるため、度々、衝突を起こすことが多い。その際、アメリカが日本に対して保護主義的な政策を提示してくることは、アメリカ国内において議会が大きくアメリカの通商政策に関わっているということに強く関係している。

議会は上院と下院で構成される二院制を採っており、1970年より以前は双方の権力に差異も見られたこともあったが、基本的には上院と下院は同等の地位を保持するとされている。上院、下院の両院はそれぞれ常任委員会を持ち、権限を持つ政策について両院が審議を行う。貿易に関する委員会だけを特に取り出した表2を参照してほしい。両院の持つ権限は全く同じであるとはいえないが、基本的に相似しているため、同じ案について協議を行う際に、双方の承認を得るまでに意見が衝突し、時間がかかるという問題も所在する。

また、「当会期における通商協定交渉により影響を受ける法律の条項を管轄する上・下院の委員会、そして歳入委員会と財政委員会の両委員会からのそれぞれ5名の委員で構成される議会

監視グループを設置した。議会監視グループの目的は、大統領と米国通商代表部USTRに対して、具体的な目標の明文化、交渉戦略および立場、通商協定の策定、通商協定での交渉約束の遵守と施行に関して助言を与えることである。」¹¹

表2 上院、下院の常任委員会の貿易に関する権限

上院委員会	貿易に関する国際政策の権限
農業・栄養・林業委員会	農産物の輸出入
銀行・住宅・都市問題委員会	輸出規制と融資、外国製品のボイコット、外国の不正行為に関する法、IMF、アメリカにおける外国直接投資
商業・科学・運輸委員会	輸出促進：アメリカ国内外での外国直接投資
金融委員会	貿易、輸入と外国の関税、非関税障壁に焦点をあてる。
外交委員会	IMF のアメリカの参加、条約の確認
下院委員会	貿易に関する国際政策の権限
農業委員会	上院と同じ
銀行・金融・都市問題委員会	IMF、輸出入銀行
エネルギー・商業委員会	アメリカにおける外国直接投資
外交委員会	一般的な国際経済政策、輸出コントロール、商品協定、総合的輸出政策、外国ボイコット
歳入委員会	貿易、輸入や外国の関税、非関税障壁

(出所) S.D.コーエン (1995, 142 頁) をもとに著者作成。

また、それぞれの議会には、民主党と共和党の存在がある。これまでの議会の政党勢力と大統領の所属する政党の関係を見ると、歴代大統領の所属する党は、議会の多数党派とは関係がないことが読み取れる。例えば、アイゼンハワー (1953-61)、ニクソン (1969-74)、フォード (1974-77)、レーガン (1981-88) やブッシュ (シニア, 1989-93) 大統領などは全員共和党出身である。一方、この頃の議会は下院で 80 年から 84 年の間の選挙で共和党が多数派になっていることを除けば、上院、下院ともに多数派は民主党であったのである。

議会に対する大統領の権限としては一つ目に、「議会に教書を送付して『必要かつ適切な』立法を勧告する権限」¹²がある。教書の内容は専門家によって作成され、行政府を通じて与えられることが多い。実質的には議員により法案が提出されるが、大統領はその教書を通じて影響を与えることができる。二つ目に、通商政策法案に対する拒否権が挙げられる。つまり、上下両院で賛同を得た法案に対して大統領が署名をせず、異議を唱える権限のことである。通常、拒否権が行使された法案でも、議会の両院の 3 分の 2 以上の賛成がある場合や、両院で賛同を得た法案が大統領の手に渡って 10 日以内に署名されない場合には、法案はそのまま成立する。しかし、大統領は法案の成立の阻止のために、大統領が議会の開会期間を利用して議会に法案を返送しないという、ポケット拒否と呼ばれる絶対的拒否権を行使することがある。「歴代の大統領によって行使された拒否権の回数は、1789 年から 1980 年までの間で通常拒否 1375 回、ポケット拒否 1011 回、総数 2386 回に達している。」¹³その中で議会が大統領の拒否権を覆せた

のは、たった92回だけという事実から、拒否権で大統領が議会に影響を与えることが分かる。

しかし、大統領にいくら議会に対する影響力や権限があるといっても、法案は議会で作られ、常に大統領の権限が行使され、法案の阻止がうまくいくというわけではない。また、議会がアメリカの通商政策に与える影響は大きいため、それぞれの時代の議会に占める共和党、民主党の割合や勢力に通商政策が保護主義的になるか自由主義的になるかが左右されることがある。よって、議会と大統領は対立が避けられないが、両者のバランスをうまくとることが保護主義にアメリカが陥ることを防ぐ上で必要となってくる。

商務省、USTR、ITC、利益団体の貿易通商政策での役割

アメリカの通商政策に関わるのは、大統領や議会だけでなく、他にも背後には様々な機関が存在する。ここでは、商務省、USTR、ITCや利益団体の役割と各機関との関わり合いを見る。

まず、商務省は「輸出促進、外国での商用の代表、アンチ・ダンピング法および相殺関税法の執行、輸出管理、企業に対する貿易調整支援、調査および分析、ならびに米国が加盟する国際通商協定の遵守」を含む責任を国際通商の場で持つ。商務省は、通商政策を形成するというよりは運営をする役割を担う。また、商務省は直接的に民間部門に情報を与え、産業部門を代表していると同時に、ダンピング処理に代表されるように、不公正貿易に発展することがある輸出入に関わる事柄も管理している。その権限は強められ、USTRよりも幅広い権限を持つことから、時にUSTRよりも力を持つこともある。

次にUSTRは、外国との不公正貿易問題の解決に責任を持つ機関であり、通商政策の交渉の場では、アメリカの意見を外国に示す特別代表の役割を担っている。1988年包括通商法において権限が大統領からUSTRに移されてから、これまでの通商政策を通して役割が増してきている。また、USTRは大統領が置くほとんどの機関の代表とされ、通商政策に関して大統領へ助言をする主要なアドバイザーであり、各国と通商問題を議論する場へも参加をし、諸外国との調整を図っている。USTRは政府、議会と利益団体との間における意見の調整にあたり、外国政府との通商政策にあたる。自国産業を外国産業から擁護するなどの保護主義がUSTRから発生しているとまではいえないが、調整役である故に、保護色の強い通商法301条を執行して議会を外国産業の保護主義から守り、アメリカ国内で打ち出された保護主義的な政策を外国政府に打ち出すという形で保護主義と関わっている。

アメリカ国際貿易委員会 (International Trade Commission)、通称ITCは議会と大統領からの年次報告要求や研究・分析要求を受け、国際問題の調査や報告を行い、大統領と議会に勧告をする独立機関である。ITCは、通商交渉における助言をし、また、補助やダンピングされた物品によって引き起こされた損害や、外国の輸入における不公正慣行などについての調査や研究、貿易および関税に関する要点の報告をも行う。また、様々な分野での役割に加えて、さらに輸入から保護された国内産業の保護の軽減、撤廃による影響や、輸入による国内産業への影響に関する調査と大統領への助言が通商法でITCの任務として定められた。ITCは大統領や議会、USTRに対し、貿易相手国内の保護主義に関する調査、報告をする専門機関であるといえる。

最後にアメリカの通商政策に関わる存在として利益団体の存在は欠かすことができない。議会は国内の民間部門からの意見を取り入れる目的を持って諮問委員会が通商政策の目指すものを助言するという権限を与えている。その委員会は大きく三段階に分類でき、一つ目は、アメリカ通商代表が他の省庁とともに運営し、委員会では最高のレベルの通商政策および交渉のた

めの諮問委員会である。様々な産業界から成るメンバーは大統領により任命され、通商協定や政策について議論をする。二つ目は政策諮問委員会で、アメリカがとる政策が国内産業に与える影響を行政に示す役割を持つ。三つ目は部門諮問委員会であり、それぞれの分野での専門家たちが専門技術情報の交換により、通商政策に助言を与えるという役割を担う。

アメリカでは利益団体の圧力が強まらないように彼らの行動は議会や行政が監視できる透明性が強いものになっている。しかし、アメリカの利益団体は日本のそれとは異なり、多様化し、保守的である。その背景にはアメリカの利益集団が日本のそれが中央集権化されているのとは異なる特徴を持つことに起因している。アメリカの利益団体は各州で個別の利益を優先し、議会に訴える傾向を持つともいえる。日本の対米自動車自主規制において、労働組合が日本の自動車輸入が自国に与える損害を訴え、行政や議会に強く圧力をかけたという歴史にも見られたように、それぞれの利益団体のリーダーの持つ力が大きければ、それほど彼らの政治に対する影響力も大きくなる。

以上のように、アメリカの通商政策においては USTR や商務省、ITC など多くの機関が役割を分担し、関わりあっている。アメリカの通商政策で保護主義が露呈する構図は以下のようなになる。自由貿易によって損害を受ける国内産業の意見や圧力を議会が受け、議会内でも保護主義的な法案が作り出される。また、ITC は自由貿易でのアメリカ国内の弊害を調査し、その結果を受けて大統領に通商政策の助言をする。USTR は、アメリカ国内で台頭する保護主義を受けて、サミットや WTO の閣僚会合に代表される外国との交渉の場で、各機関を代表してアメリカ側の要求を外国に示す。

2.2. 20 世紀前半の関税法とアメリカの国内情勢

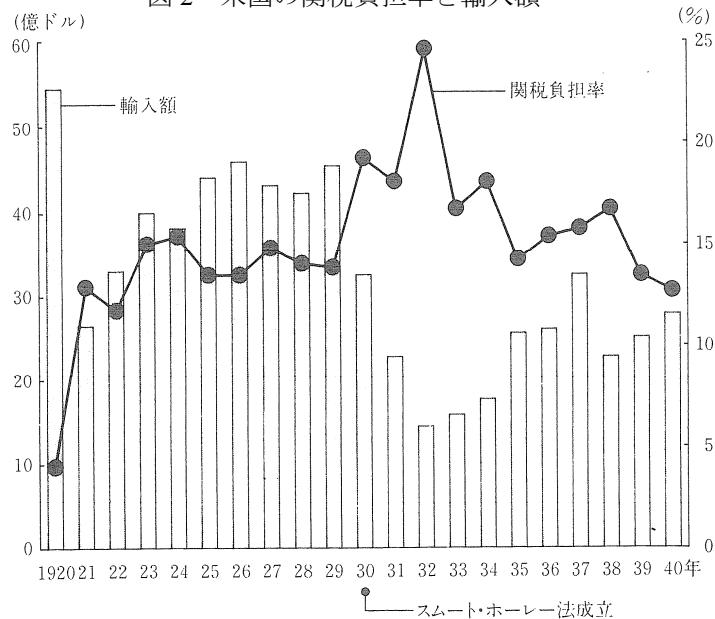
アメリカは基本的に自由貿易体制の姿勢を中心にとっているが、これまで度々、保護主義的な政策がとられ、その度に自由貿易を阻害する要因として保護主義は対外的に非難されてきた。アメリカの通商法とともに通商政策の変遷とそれに伴う世界に与える影響について考察する。

1930 年代初めまではアメリカは国内産業を保護するため、保護関税を高率に設定し、平均関税率は 50% を上回った。その中でも 1930 年には史上最高関税率を課す「スムート・ホーレー法」が制定された。

図 2 はスムート・ホーレー法が制定された頃のアメリカの関税率負担に伴う輸入額の変化である。このスムート・ホーレー法が制定される前の 1929 年には世界経済に大きな不安を与えた世界大恐慌が起こっていた。ドルの大幅な下落と合わせてこの法律による高率の関税は、アメリカだけでなく、他国の関税の引き上げを起こしたため、競争を生み、さらにその影響が拡大して後の第二次世界大戦の一因ともなった。この関税高率化による世界経済のブロック化は世界貿易規模も縮小させ、世界の GNP も 1920 年代から 3 割も減少した。この頃からアメリカの保護貿易強化とともに、世界的にも通商政策の議論が激しさを増す。その後、アメリカは関税の引き上げによる国内の経済の悪化を恐れ、輸出の拡大で経済を建て直し、1934 年には関税をこれまでの 3 分の 2 縮小させる「互惠通商協定法」¹⁴ を制定した。これにより、徐々に保護貿易から自由貿易体制への移行が見られた。この法律は貿易を拡大させただけでなく、戦後の貿易政策にも影響を与えた

1944 年のブレトン・ウッズ協定では、多角的で無差別な通商政策を目指して、IMF（国際通貨基金）、IBRD（世界銀行）が設立された。また、1947 年、GATT による多角的貿易交渉によ

図2 米国の関税負担率と輸入額

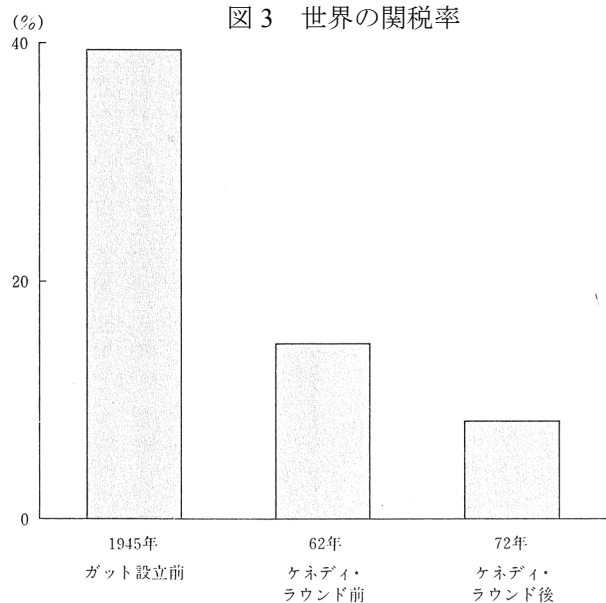


(出所) 近藤 (1994, 107 頁)

って関税の引き下げが定められたため、害を被る産業界からの反発が発生し、また保護主義の勢力が強まってきた。

しかし、GATT ケネディ・ラウンド (1963~67年) ではこれまでの 1947 年の第一回から 1961 年の第五回のジュネーブでの交渉と違う動きを見せた。この交渉では、積極的に関税引き下げ交渉が行われた結果、関税が下がったことに加え、最低関税率が撤廃されたことで害を被った人々への救済をも実現した。図3は GATT の設立前に 40%近くであった世界の関税率がケネディ・ラウンドの前後の時期に至っては半分の 20%以下にまで引き下がった様子を表している。

図3 世界の関税率



(出所) 近藤 (1994, 195 頁)

この成功の背景にはケネディ大統領が特に保護主義が強かった繊維産業界の力を抑えたこともあった。しかし、関税の引き下げだけでは通商問題は解決せず、しかもアメリカでは依然として伝統的な保護貿易の立場は根強く、1960年代末まではそれから度々、議会に取り上げられた。アメリカは国内の産業をリスクから回避するために、関税を引き上げ、貿易相手国によって不利な状況に陥りそうな場合、アメリカの貿易の姿勢を変化させた。しかし、後の1962年には通商拡大法¹⁵も制定され、これまでに比べ、議会や法案に対する大統領の権限が強められた。

2.3. 20世紀後半のGATTラウンドと新貿易機関の出現

表3はこれまでのGATTにおける参加加盟国や協議事項、関税率の変化を表す。そのうちの東京ラウンド(1973~79年)は大きな成功を収めた。その背景ではまず、ニクソン大統領が当時の通商代表部を自由貿易派で固め、議会と政府との関係を強めるために通商政策の見直しを主張した。その後、ニクソン大統領の後を引き継いだカーター政権も議会との協議をこなし、国内での支持を集める努力を積極的に行い、このラウンドを成功に導いた。また、カーター大統領は自由貿易主義者であったが、同時に害を被った国内産業の救済も怠らず、「公正貿易」という概念を強く提唱した。こうして行われた東京ラウンドの協議は、これまでの関税の引き下げについての協議だけではなく、非関税障壁¹⁶の撤廃への運動が始められた。

しかし、1985年からは保護主義がより高まってきた。JETRO(日本貿易振興機構)の調査によると、アメリカが債務国に陥った1985年の1年間で98回も保護貿易案が議会上がった。議会は、アメリカの輸出を増やし、貿易相手国の市場の閉鎖性を指摘しないといけないという意識のもとで、貿易赤字を積み上げていた当時の状況を改善しようと多くの保護主義法案を提出したのである。

これらの勢力に対抗する形で、当時、政権をとっていた共和党のレーガン大統領が、国内を重視する政策から自由貿易主義的な政策への転換を図ろうと、議会で出された保護主義的な案件や、大統領の権限を過度に制限する条項に反対をした。しかし、1988年には共和党の保護主義の高まりも後押しをしたスーパー301条も含まれる88年包括通商・競争力法¹⁷という法律が制定された。

このスーパー301条は、特にアメリカの輸出拡大に代表される、通商政策上、アメリカ側の利益に結びつく優先事項が込められている点で保護主義の姿勢が強く示されたものであった。レーガン大統領は議会に保護主義的事項が多く含まれていることなどを理由に反対をし、この法の廃案を考えていた。1986年の中間選挙前の時点では、上院では共和党が多数を占めており、レーガン大統領の意見が通りやすかったこともあり、法案は一時的に廃案になった。しかし、1986年の中間選挙では勢力が逆転、共和党が上院、下院ともに民主党に敗北し、少数派に転じた。この結果を受け、88年包括通商・競争力法案に対する議会での圧倒的な賛成と中間選挙で勝利した民主党の法案成立に向けた勢いにより、共和党のレーガン大統領が法案に対する拒否権を行使したにも関わらず、法案はついに廃案になることなく可決された。この結果から、この法案の可決までの過程では、悪化する貿易収支を懸念する議会と自国の輸出規制など積極的に保護貿易を防ぐ政策をとった大統領との対立がみられる。また、アメリカの通商政策が自由主義的なものになるか保護主義的なものになるのかは、議会の勢力の割合にも大きく影響されることが読み取れる。

表3 GATTの交渉の歴史

1947	第一回交渉	23 カ国	国別品目別交渉。	関税引き下げ 45,000 品目。
1947	関税交渉の結果 GATT 締結			
1948	GATT 施行。ITO 憲章制定			
1949	第二回交渉	29 カ国	国別品目別交渉加盟交渉。	関税引き下げ 5,000 品目。
1950	中国が GATT 脱退。アメリカ議会が ITO 憲章の批准を見送る。			
1951	第三回交渉	32 カ国	国別品目別関税交渉。加盟交渉。	関税引き下げ 87,000 品目。
1955	日本が GATT 加盟			
1956	第四回交渉		国別品目別関税交渉。	関税引き下げ 3,000 品目。
1961	ディロンラウンド	39 カ国	国別品目別関税交渉。	関税引き下げ 4,400 品目。
1963-67	ケネディ・ラウンド	74 カ国	多角的貿易交渉。 関税一括引き下げ。 非関税貿易障壁交渉。	30,300 品目について先進国平均 35%の関税引き下げ。 関税評価、アンチ・ダンピング規定の策定。
1973-79	東京ラウンド	99 カ国	多角的貿易交渉。 関税一括引き下げ。 非関税貿易障壁交渉。 コード別交渉。	33,000 品目について先進国平均で 33%の関税引き下げ (関税率 6%に)。 アンチ・ダンピング、関税評価、セーフガードなどの規定の策定。
1982	GATT 閣僚会議において新しい多角的貿易交渉の枠組みが提案される。			
1986-94	ウルグアイ・ラウンド	当初 103 カ国、最終的に 128 カ国	多角的貿易交渉。関税一括引き下げと品目別交渉併用。 非関税貿易障壁交渉。 新分野に関する交渉。	305,000 品目について先進国平均で 33%の関税引き下げ (関税率 4%に)。 農産物、繊維交渉。WTO の設立。

(出所) 伊藤 (2000、377 頁) より著者作成。

アメリカのこれまでの時代ごとの貿易政策には常に保護貿易の問題が顕在してきた。しかし、アメリカには同時にこの保護主義と反対の立場である「反保護主義」者も存在する。この反保護主義者には輸出入業者や小売業者など、保護貿易を進めることにより、不利益を被る団体が含まれる。実際に 1989 年には鉄鋼の輸入を巡り、ユーザーがアメリカ政府に問題を提起した。

結果的に全面改正はのぞめなかったものの、輸入はより開放的となった。よって 1970 年代半ばから 80 年代にかけての反保護貿易主義運動はアメリカ国内の保護貿易の推進力を弱めるためにも重要である。

また、GATTのウルグアイ・ラウンド（多角的貿易交渉、1986~94 年）はこれまでの貿易交渉の中でも革新的なものであった。なぜなら、これまでのITO（国際貿易機関）構想¹⁸やGATTを経て、この交渉においてWTO（世界貿易機関）¹⁹が設立されたのである。

WTOは幅広い範囲で機能性が強く、またGATTでは取り組めなかった分野にも力を入れている。その中でも一番のWTOの特徴は、多角的・無差別・自由な貿易を提唱している点である。第三者的立場の場でこのような問題を解消する通商交渉を行う上で、WTOの役割をより強化すべきであるという見方も存在する。²⁰

3. アメリカ国内で台頭する保護主義

これまでのアメリカの通商政策を振り返ると、表面的には自由貿易論を唱えながらも、保護主義的な要素が含まれた多くの法案を出し、自国産業を保護してきたことが分かる。特に歴史的に見ると、繊維、鉄鋼、半導体、自動車、ハイテク産業に対してはアメリカの輸入制限や日本の輸出制限を促すような措置をとってきた。この節では、アメリカ国内で通商政策に関して発動された多くの保護主義的な法案とこれまで日米間で起こった紛争と WTO の処理について論じ、そこにアメリカの保護主義的な考えがどのような形で現れているかを詳しくみていく。

3.1. 通商法 301 条、スーパー301 条、スペシャル 301 条に見るアメリカの保護主義

1974 年に通商法 301 条がアメリカにより発動されたことはアメリカの「相互主義」的な考えと関係する。相互主義とはアメリカがとる政策と同等な貿易相手国の見返りが見られない場合、輸入制限などの措置をとり、市場開放を含む成果を求める考えである。1970 年代初め、アメリカ議会が産業界からの力を受け、アメリカの貿易赤字を問題とし、その原因として貿易相手国である EU や日本がアメリカの自由貿易を進めるための努力に応じておらず、市場アクセスの同調性の欠如が存在することを問題とした。こうしてアメリカは通商法 301 条を発動することにより、貿易相手国と対等な立場を確立させようと試みたのである。

当初、通商法 301 条が、USTR に発動権限を与えるため、対外措置をとる対象となった貿易相手国の違反行為の基準は GATT や WTO 協定への違反とは関係がなく、一般的に定義されていない、不透明で曖昧なアメリカ独自の「不公正」基準であった。その中には、例えば「アメリカの通商や製品を供給する上での市場アクセスを制限する障壁が存在すること」や「アメリカ製品の販売を阻害する輸出補助金を供与すること」などの事項が含まれている。アメリカが曖昧な対外措置基準を用いたのは日本に対してだけでなく、ブラジルやカナダなど他国に対してもいえることであるが、日本についていえば、例えば、1987 年に日米半導体協定への違反を指摘し、日本製品の関税を引き上げる措置をとった。

また、1980 年代に入り、アメリカの貿易赤字が増大した頃には、アメリカは日本を怠慢であるとし、行政府に積極的な行動を促した。そして特に日米貿易摩擦の激化に際し保護色が強められたともいえる、1988 年のスーパー301 条、スペシャル 301 条が加えて制定された。スーパ

一301条は、USTRが「各優先国²¹に対する特定されたすべての優先的慣行」について通商法第301条調査を開始するものである。また、スペシャル301条は知的財産権に特化した法であり、スーパー301条と同様、USTRがアメリカの知的財産権の保護を阻害し、市場アクセスに障壁を持つ国を優先国として認定し、それらの国に対する監視リストを作成し、調査を開始するものである。

当初、アメリカは不透明な独自の不公正基準で通商法301条を発動していた。WTO協定が発効されるまでは、国際的な多国間協議ではなく、二国間交渉などでアメリカが一方的に外国を非難する形で多くの請求が処理されてきた。しかし、WTO協定の発効後、通商法301条は新自由主義的な性格を持つように変容し、発動時のアメリカの主張がWTO協議や紛争解決手続きを通して、WTOや国際協定に認められてきたのである。したがって、この通商法301条は「相互主義」の理念とともに、日本だけでなく、世界各国の自由主義に反する国々を非難し、自由貿易を進める動きとなる法であったとの見方が存在する。

しかし、当初の通商法301条はアメリカが輸入大国である故に貿易相手国からのある製品の輸入を制限すると脅すことと引き換えに、相手国の障壁を取り除くことを強く要求する「攻撃的一方主義」の性格を強く発揮していたことも事実である。日本は、この一方的報復を受けてきた被害国であった。アメリカ自身の他国に対する政策では、未だ保護主義が垣間見られるものが多いのが実状である。

3.2. アンチ・ダンピング措置に見るアメリカの保護主義

まず、アンチ・ダンピング税とは一般に、「ある商品が輸出国での国内販売価格より安い価格で輸出され、そのため同種の商品を生産している場合、その外国商品に対して通常の関税に加えて課せられる自国産業を保護する税」²²と定義される。このアンチ・ダンピングは貿易相手国の特定のダンピングについて行うことができる貿易救済措置であることから、しばしばアンチ・ダンピングが自国の衰退産業を保護することにつながることもある。

これまで、日本の輸出先は、ヨーロッパとともにアメリカがそのシェアを大きく占めてきた。日本は、自国内の構造的な問題や外国に対しての価格設定の面で、日本の市場の閉鎖性を指摘され、アメリカを含む他国からもダンピング提訴をされてきた側であった。しかし、留意すべき点は、アメリカからのダンピング提訴の中には、結果的にアメリカの提訴が認められなかったものが含まれ、また、アメリカ国内には存在せず、日本との貿易で被害を受けない産業に向けて日本を攻撃的に提訴したものまであったということである。日米間で見ると、特に1970年代の日本のテレビの対米輸出を契機としてダンピングによる日米貿易摩擦が激しくなった。

アメリカは、日本がこれまでダンピング提訴を貿易相手国に対して行わず、反対に提訴される側であることが、日本市場の閉鎖性を示すと非難してきた。しかし、アメリカは多くの国々に対してダンピング提訴をすると同時に、多くの国々からも提訴されてきた。アメリカの市場も閉鎖されており、自国産業を保護する目的をもってアンチ・ダンピング措置をなしてきたといえる。

日米貿易におけるアンチ・ダンピング措置に関する問題としては、まずアメリカはダンピング・マージンを不当に高く算出し、課税をすることが挙げられる。このアメリカの措置はWTOのアンチ・ダンピング協定に違反することから、日本はWTOに紛争解決手続きをした。このアメリカによって不当に高く算出されたダンピング・マージンにより、高い税率を課せられる日

本の輸出は大きな損害を受けることになる。個別の製品、アンチ・ダンピングに関する法に対する、WTOが発足されてから日本が提訴をした案件 10 件のうち、7 件がアメリカに対するもの²³であり、そのうち、日本の案件が全面に容認された案件は 4 件である。

また、アンチ・ダンピングに関わる法として、サンセット・レビューとバード修正条項が挙げられる。前者は、アンチ・ダンピング措置が継続の必要性が認められないと原則 5 年間で自動的に失効するという手続きを指し、日本に対するダンピング問題 47 件でそのうち 27 件が撤廃されており、²⁴ 後者は、ダンピング税などにより得た利得をアメリカ国内の企業に分配するものを指す。日本はこれらのアメリカの措置はアンチ・ダンピング協定に反し、これからのアンチ・ダンピング措置の増加につながると考え、双方とも WTO に提訴をした。

アンチ・ダンピング問題には、不当なダンピング課税の問題だけでなく、そこから派生した、ダンピング提訴をされた貿易相手国の自国産業と高い競争力を持つ製品に輸出自主規制をも促すという問題も存在する。1.4 節で取り上げた日本車の対米輸出でもアンチ・ダンピングが問題となり、日本はアメリカに対して打開策として輸出自主規制を行い、輸出ではなく、現地生産に切り替える方法をとらざるを得なかった。また、自動車や鉄鋼に対してもダンピング問題が多数持ち上がった。ダンピング提訴をされた側の国は、たとえ調査の結果、不当な行為ではなかったと判断されたにしても、それを証明させるまでに多くの準備を必要とし、労力の行使と輸出の減少という害を受ける。アメリカが日本に対し、高い関税を支払ってまで輸出をするよりはコストを抑えるために輸出を規制して現地生産に切り替えるほうがましであるという選択を促し、自国産業を保護しようという思惑が存在することが読み取れる。

3.3. セーフガード発動と農業補助金措置に見るアメリカの保護主義

アンチ・ダンピング措置に加えて、アメリカの保護色が強いために日本を含む他国からも提訴されている問題としてセーフガードと補助金問題は欠かすことができない。まず、セーフガードとは外国製品の輸入のために自国製品が損害を受ける際に、特定の貿易相手国だけでなく、他国に対しても同様に関税を課し、一時的に輸入を規制することで自国製品を保護するためにある措置である。実際のセーフガードを巡る紛争例として、アメリカが日本に対して鉄鋼に 2002 年から最高 30% の関税を加えるセーフガードをかけたため、アメリカの日本からの鉄鋼輸入は 1998 年より減少してきていた。日本はこの際のアメリカのセーフガード措置は外国製品の輸入が自国製品に損害を与えておらず、正しい発動動機ではないとして WTO に提訴を行った。このアメリカによるセーフガードは他国にも影響が及び、EU や中国も相次いでセーフガードを発動した。こうしたことから、アメリカの保護主義が他国にも散布しているといえる。

アメリカの補助金問題としては特に農業分野において顕著に見られる。アメリカには国内産業を保護するために、本来、保護されるべきではない、品質の劣る農産物を非効率に生産する農家が保護されるプール制が存在し、外国産農産物から自国農産物を保護する目的で、政府が農家に多額の農業補助金を与えている。具体的にはアメリカは 2002 年から保護色が強い新農業法を導入し、この法律は農業補助金の増加や新たに農家への補助金支払いを行う際の条件を加えている。アメリカの農業補助金に代表される保護主義に対しては日本だけでなく、特に EU からの反発も強いため、WTO のラウンドにおいても解決が困難である課題となっている。

農産物輸入国である日本は 2000 年に多面的機能への配慮や食料安全保障の確保、輸出入国間のルールの不均衡是正などを含む、「日本提案」²⁵をした。しかし、この日本の主張とは異なる

ることを行うのがアメリカを含む農産物輸出国である。2006年6月に開始されたWTO閣僚会議においては、アメリカが日本やEUに対し、農産物の関税を大幅に削減する上限関税の導入を要求しているが、日本はこの要求に対して関税の削減幅を引き上げた異なる提案をし、アメリカの要求を受け入れていない。また同時に多くの国々がアメリカ政府の国内農家に対する農業補助金の削減も要求している。

WTOの農業交渉においても、参加国の中でも主要となる、農産物輸入国という立場であるが故に、自国の農業分野を保護したい日本と、農産物輸出を増やしたいという優位な立場にある輸出国であるアメリカの両国の保護主義的な考えが浮き彫りとなり、合意に至っていないのが現状である。

3.4. 不公正貿易是正のための日米間協議の軌跡

これまで行われた日米間の協議の流れは次のようになっている。

まず、1986年に開始された特定分野について協議するMOSS協議²⁶が挙げられる。1985年にMOSS分野として主要な電気通信、エレクトロニクス、医薬品・医療機器、木材の4分野を対象に協議が開始された。アメリカ側のこの協議の真の目的は、日本市場における分野別の貿易障壁を取り除くことであった。アメリカ側が貿易障壁を指摘した日本の製品の中にはGATTの規定に反することのないものもあったにもかかわらず、日本は、背後のアメリカ議会の反発力が強いことを考慮して、日本はアメリカ側からの市場開放の要求に積極的に応えてきたといえる。日本はアメリカ政府に圧力をかけるアメリカ議会の要望を無視することはなかったが、この協議がアメリカ主導である点で、平等な自由貿易体制を整備する上での完全な協力体制の一つであったとはいえないだろう。²⁷

1989年から90年にかけては、対日貿易問題解決のための日米構造障壁協議(SII)²⁸がある。この協議は、アメリカと日本が2国間の貿易や投資問題を各品目や経済情勢の調整のみで解決をせず、制度や産業全体の視野をもって解決を図ろうとした。この協議でアメリカは、日本の経常黒字の増加は国内投資を超えた貯蓄の増加にあると指摘し、アメリカは日本に対して、日本の国内消費を活発にし、対外黒字を減少させ、貿易障壁を取り除いた自由な市場を拡大することなどを要求した。反対に日本からアメリカへの要求にはアメリカの財政赤字を減らすことなど、アメリカが国際競争で優位に立つことを目的とし、日本の企業進出の際の障壁を取り除く目的を含む。この協議は最終的に画期的な結果は得られなかったが、日本は1991年から2000年の間で総額430兆円を公共投資に充て、対日投資の規制緩和を行うなどの形でアメリカ側の要求に応えた。

その後、1993年からは日米包括経済協議が行われた。この協議の目的には、まず、日本はアメリカからの輸入の増加に励み、外国からの製品やサービスの市場アクセスを整備することが、同時にアメリカは財政赤字を削減し、国際競争力を高めるということが含まれていた。また、セクター別・構造面での協議は前回のMOSS協議や日米構造障壁協議を受けて自動車などの主要セクターを含む、個別セクターにおいて市場アクセスに関する問題を解決し、外国製品の市場アクセスを改善するために、規制緩和や競争政策がとられ、政府によるそれらの製品の調達を拡大させることに取り組んだ。アメリカ側は日本の個別品目に対する市場開放の結果を目標値として設定するという管理貿易的な方法を取り、日本は大きく譲歩した形をとった。しかし、結果としては日本とアメリカの両国は互いの言い分や考え方を十分に理解することなく、効果

が十分あったとはいえなかった。それどころか、当時のクリントン政権は対日輸入ではなく輸出を推し進め、日本に対し、戦略的通商政策をとった。

4. これからの日米貿易の展望

4.1. 誰が保護主義者なのか

これまでの日米間でのアメリカの通商政策の背景にはアメリカ側の保護主義が潜んでいると言及してきたが、一体、その保護主義の主な源泉はどこなのであろうか。

一番に保護主義的な考えが出やすいのは議会といえる。議員たちは自らを保護主義者であると表面上は認めていないが、外国からの輸入をマイナスと捉える議員や外国製品の輸入がアメリカ国内の失業の増大などに代表される雇用問題に与える影響を考慮する議員は多数存在した。彼らは自分たちがとる政策について表面的には度々、保護主義ではないと主張してきた。しかし、多くの議員たちがアメリカの国内産業を保護する多くの法案を通してきた。議会は行政府が自由主義的な政策を打ち出そうとする際も反対をし、行政府の手続きを監視する権限をも持つ。そして、これまで議会が貿易収支の悪化により、保護主義的な政策を出そうとすると、その時代ごとに勢力を持つ行政府の長である大統領がその保護主義を阻止してきたことも多い。また、議会でも全員の議員が保護主義的な政策を推し進めたわけではなく、反保護主義の考えを持つ議員も存在した。しかし、アメリカの赤字が増大しすぎ、大統領がそれほど強い力を持たない時代には議会の保護主義は反保護主義者の力以上に激しいものになる。そして、外国政府も特に懸念することは議会が外部からの圧力に押され、保護主義的な法案を作り出さないかということである。

また、議会だけでなく、1節で見たように行政府や USTR、商務省、ITC も結果的にはそれぞれの機関が持つ権限の範囲内で保護主義を擁護している面がそれぞれに見られる。このように、アメリカの通商政策に関わるそれぞれの機関の一つから保護主義が生み出されるのではない。主に ITC が不公正貿易、保護貿易の与える影響についての調査を行い、それが行政府や議会に報告され、また被害を受ける利益集団からの圧力を受けた議会では法案が作られ、行政府はその承認、否認を担い、表舞台の外国との通商交渉では USTR がそれらの意見を代表してアメリカの要望として主張するという一種の連鎖的な通商手続き構造となっている。このアメリカの保護主義を弱めるためには、これらの複雑に絡み合う背後に存在する保護主義を考慮しなければならないのである。

4.2. 日本における自由貿易の是非 ～農業分野に焦点を当てて～

日本国内においてはアメリカほど産業界からの保護主義的な圧力が強くないが、農業分野においては農家の人々による自由貿易への反対意見が多数存在する。国外からの農産物の輸入に関することについては、国産農産物の方が外国産の農産物よりも品質で勝るといった意見や農産物を輸入する際の運送中の害虫発生防止のための消毒薬や、収穫後の薬品散布（ポストハーベスト）の問題も浮上している。輸入自由化に伴い、外国産の農産物の方が日本産の農産物よりも安価であると考えられる消費者もいれば、一方で価格よりも安全性を重視する消費者や、農産物

の輸入によって大きな被害を受ける農家の人々も存在する。

農産物自由化に伴う被害に対する政府の政策としては初めて日本が発動した 2001 年の野菜 (ねぎ、生しいたけ、曇表) セーフガードが挙げられる。このセーフガードは、中国からの輸入に伴い、日本の生産者に生産構造を変化させる期間を与えるという目的を含む。措置として、関税の引き上げや輸入数量の制限が行われたが、実際は 200 日という短い期間が設定されていたため、その間に構造を変化させることはできず、主な輸入相手国の中国からもこの措置の撤廃を求められ、効果はあまりなかったといえる。日本で初の農産物セーフガードは中国を相手としたものであったが、この結果から日本政府はさらに今後、貿易相手国との摩擦の発生を予測し、日本でも、アメリカのような外国の不正事項を調査する機関である ITC を創設するという動きも出てきている。

このように、農産物に関しては日本もアメリカ同様、国内産業を保護する考えが浸透した理由には農産物は他の製品とは異なり、生産者の立場である農家だけでなく、食料安全保障や環境保全の観点からも被害を受ける人々から保護主義が支持されてきたことが挙げられる。

表 4 に見られるように 2005 年の日本のアメリカからの農産物輸入のシェアは 22.1%と例年 1 位であり、日本の輸入相手国としてアメリカが大きく占めている。日本の農業人口は減少していき、表 5、表 6 に示されるように 1998 年から 2005 年の間でほぼ連続的に各農作物、総産出額ともに減少をしている。

同時に、WTO においてアメリカなどの農産物輸出大国の輸入国に対する無理難題な要求をするような市場支配を弱め、アメリカ国内における多額の保護手当も減らす努力をさせ、アメリカの保護主義を寛容に放置せず、取り締まる必要もある。その際、WTO で日本提案を多くの国々に浸透させていくことを続けることも一つの策となるであろう。

日本はこれまでの農産物における日米貿易摩擦の歴史を見ても、市場開放というかたちでアメリカ側の要求に答えてきたが、これからはより自由貿易のルールに則った上での輸入を導入し、また農業分野において日本国内までもが保護主義にはしらないようにすることが賢明である。

これからも農産物の国内産出量の減少から農業が衰退していく見込みがあるのならば、これからは自国の競争力のない分野を保護するよりも輸入により頼る部分を拡大していくことも一つの考えとなるであろう。

日本は工業分野において経済成長を成し遂げてきており、これから農業分野において輸出の割合を増やし、確実に農産物を確保していくことは日本の全体的な直接的な競争力の低下の原因には繋がらない。しかし、その際、日本政府は単にアメリカからの大量の農産物輸入を受け入れるのではなく、被害を受ける農家への対策をより充実させていく必要がある。また日本が農産物に関しては輸入大国という弱い立場である以上、アメリカとのルール上の不均衡を改善させていかなければならない。

表4 日本の食料輸入（上位3カ国）

（単位 100万ドル、%）

順位	国名	2003年 輸入額	シェア	2004年 輸入額	シェア	2005年 輸入額	シェア
	世界計	44,086		49,637		50,399	
1	米国	11,592	26.3	11,308	22.8	11,121	22.1
2	中国	6,251	14.2	7,635	15.4	8,148	16.2
3	オーストラリア	2,999	6.8	4,344	8.8	4,329	8.6

（出所） JETRO 「ドル建て貿易概況 日本の食料輸出入・統計」

http://www.jetro.go.jp/jpn/stats/trade/pdf/2005_import_2.pdf より著者作成。

表5 年別農業総産出

（単位 億円）

年次	総産 出額	耕 種												工業 農産 物
		計	米	麦 類	雑 穀	豆 類	いも 類	野 菜				果 実	花 き	
								小 計	果菜類	葉茎 菜類	根菜 類			
1998	99264	73891	25148	959	50	732	2727	25953	10968	10391	4595	9037	4734	3434
1999	93638	68209	23761	1126	65	922	2567	22395	10633	8262	3500	7972	4612	3732
2000	91295	66026	23210	1306	72	1013	2298	21139	9982	7713	3444	8107	4466	3391
2001	88813	64077	22284	1293	59	964	1978	21188	9875	8122	3191	7521	4460	3364
2002	89197	63908	21720	1513	69	991	1928	21514	9848	8238	3427	7489	4471	3277
2003	88565	64602	23416	1506	85	1011	2051	20970	9517	8157	3296	7141	4256	3260
2004	87136	61832	19910	1486	76	928	1981	21427	9485	8608	3333	7627	4156	3378
2005 概算	84887	58645	19650	1535	77	763	2011	19952	9185	7846	2921	6810	3980	3012

（出所） 農林水産省「平成17年農業総産出額（概算）（全国推計値）」より著者作成。

<http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/sousanshutsu-gai2005/sousanshutsu-gai2005.pdf>

表6 年別対前年増減率

(単位 %)

年次	総産 出額	耕 種											工芸 農産 物	
		計	米	麦 類	雑 穀	豆 類	いも類	野 菜				果 実		花 き
								小 計	果菜 類	葉茎 菜類	根 菜 類			
1998	0.2	1.9	-9.5	-8.3	-16.2	1.4	23.5	12.4	-2.2	26.6	25.3	12.2	3.2	-8.8
1999	-5.7	-7.7	-5.5	17.6	29.9	26.0	-5.9	-13.7	-3.1	-20.5	-23.8	-11.8	-2.6	8.7
2000	-2.5	-3.2	-2.3	15.8	10.3	9.9	-10.5	-5.6	-6.1	-6.6	-1.6	1.7	-3.1	-9.1
2001	-3.1	-3.5	-4.0	-1.0	-17.9	-4.9	-13.9	-1.5	-1.1	0.5	-7.4	-7.2	-0.1	-0.8
2002	0.5	-0.3	-2.5	17.1	17.7	2.9	-2.5	1.5	-0.3	1.4	7.4	-0.4	0.2	-2.6
2003	-0.8	1.1	7.8	-0.5	23.2	2.0	6.4	-2.5	-3.4	-1.0	-3.8	-4.6	-4.8	-0.5
2004	-1.6	-4.3	-15.0	-1.2	-10.6	-8.2	-3.4	2.2	-0.3	5.5	1.1	6.8	-2.3	3.6
2005 概算	-2.6	-5.2	-1.3	3.2	1.3	-17.8	1.5	-6.9	-3.2	-8.9	-12.4	-10.7	-4.2	-10.8

(出所) 農林水産省「平成17年農業総産出額(概算)(全国推計値)」より著者作成。

<http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/sousanshutsu-gai2005/sousanshutsu-gai2005.pdf>

4.3. アメリカの貿易赤字からくる保護主義が世界各国に与える影響

「米国政府は、財政赤字を2009年度までに2004年度財政赤字見通し額(5210億ドル)の半分以上にまで削減する見通しであり、また米国議会予算局(CBO)の財政収支見通しでも2009年度の財政赤字は1940億ドルまで削減されると見ている」²⁹。また、「この財政赤字減少により、試算によれば6年間で貿易収支赤字の対GDP比が2%減少する」³⁰。しかし、1節で示したように、2004年度におけるアメリカの貿易赤字は過去最高額であり、そのうち対日貿易赤字は752億ドルと前年に比べ増加している。このアメリカの財政赤字の増大は解決しなければならない重要課題であるが、同時にそれらの修正にあたっては、他国にも影響を及ぼす。表7はアメリカの財政赤字の修正が各国に与える影響である。

アメリカの財政赤字が修正されていくとしてもアメリカが日本やEUに及ぼす影響は大きい。「米国の財政赤字削減は、ドルの減価の場合に比べて、物価上昇はそれほど大きくない(6年間累積で1.5%)ものの、政府支出縮小を通じてGDP成長率を大きく低下(同-4.5%)させ、短期金利の引下げ(同-5.4%)をもたらすと見られている。また、米国のGDP成長率の低下は我が国のGDP成長率低下(同-2.0%)ももたらすという結果となっている」³¹。このように、日米間において、アメリカの財政赤字の改善による実質GDPの減少は日本のそれをも大きく減少させ、また、GDPに限らず、物価、最終的には経常収支にも影響を及ぼすといえる。

表7 米国の財政赤字改善を通じての調整による各国・地域経済への影響
(ベースラインからのかい離)

(単位：%ポイント)

影響	国	米国	日本	ユーロ圏
実質GDP		-4.5	-2.0	-0.4
物価		1.5	-2.7	1.0
経常収支		2.6	-1.3	-1.5
短期金利		-5.4	0.0	-1.5

(備考) 1. 財政赤字が対GDP比6%改善した場合。
貿易赤字の対GDP比2%減少に相当。

2. 2004~2009年までの累積影響。

(出所) Brook et al. (2004) 「Channels for narrowing the US current deficit and implications for other economies」, OECD Economic Department Working Papers No.390 から作成。

(出所) 経済産業省『通商白書』平成18年度版

<http://www.meti.go.jp/report/tshaku2006/2006honbun/figindex.html>

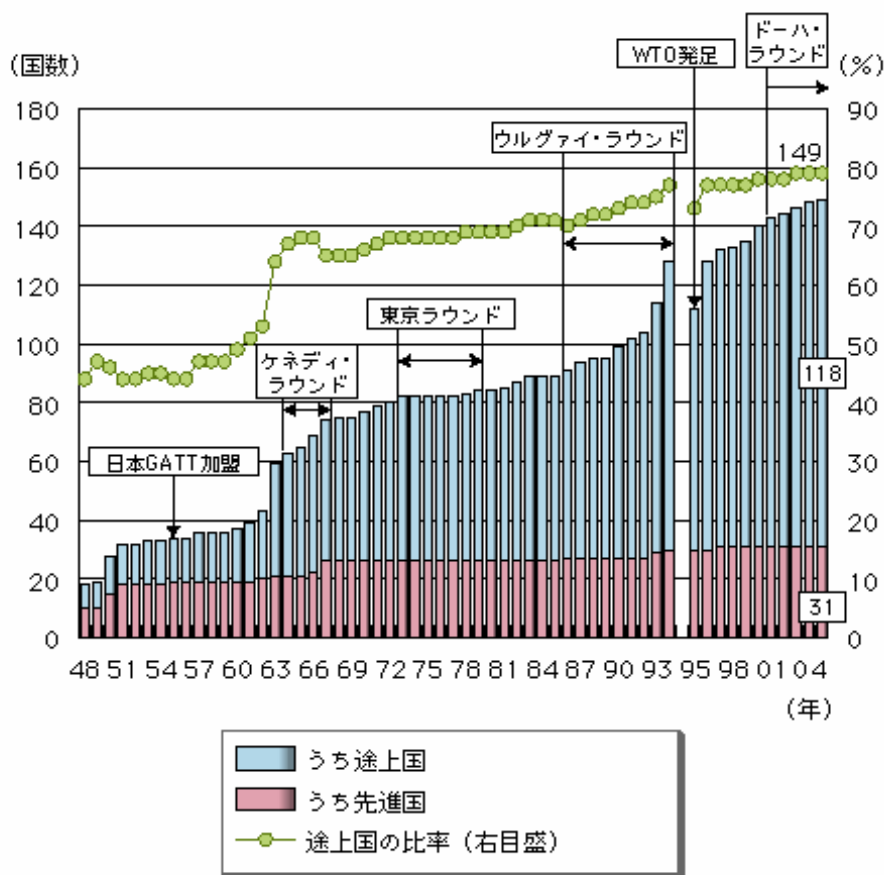
しかし、そうかといってアメリカの貿易赤字の膨張を日本は見ても見ぬ振りをできる立場ではないことが分かる。国連貿易開発会議 (UNCTAD) が発表した *Trade and Development Report 2006* は、「アメリカが世界的な収入や世界的な貯蓄の共同出資からより多くの世界的な貯蓄をひきつけることには疑問であるという考えが広く浸透している。」「アメリカが長い間、世界的に成長していく中心的な役割を担うことで過度の責任を負うことは問題である。」と指摘している。また、アメリカに対してだけでなく、先進国の中でも大きな経常黒字を持つ日本とドイツに対しても、「日本とドイツは世界的な貿易不均衡を是正することに、より貢献するべきである。」とも述べている。そして、IMFも「米貿易赤字が急激なドル安など市場の混乱を招きかねないと警告する。」³²

反対に今後、アメリカの貿易赤字が増加すれば増加するほど、通商政策における保護主義はますます強められていくと思われる。2006年の米国大統領経済報告ではアメリカは世界的に見たアメリカと他国との経常収支のアンバランスを解消させるためには各国の協力が必要であると述べている。事実、アメリカの保護貿易の矛先はもはや先進国に限らず、途上国にまで進展している。2006年8月、アメリカは自国の綿花農家からの反発もあり、補助金により綿花農家を保護し、かつて途上国から提訴された補助金問題に対して反対の姿勢をとり、さらにこれまで途上国に対して免除をしていた関税の見直しを行うことなどを表明した。³³

このアメリカの保護主義的な通商政策が新たに露呈した背景には、2001年に交渉が始まり、2006年6月から再開されたWTOのドーハ・ラウンド閣僚会合における途上国との対立があった。

図4を見ても分かるように、GATTの加盟後からWTO加盟を経て、ラウンドを重ねるたびに、GATT、WTOへの途上国の加盟数が増加してきている。2006年現在のWTOのドーハ・ラウンド閣僚会合においても特にブラジル、インドをはじめとした途上国の存在感が高まってきている。しかし、WTOへの途上国加盟数が増加してきていると同時に途上国がWTOの規定に沿って果たさなければならない責任や負担も増加している。

図4 GATT/WTO参加国数と途上国の割合の推移



(備考) ここでいう先進国とは、OECD加盟国30カ国とEUを指し、現在のOECD加盟国がWTOに加盟した時点で計上している。
 (資料) WTO事務局資料から経済産業省作成。

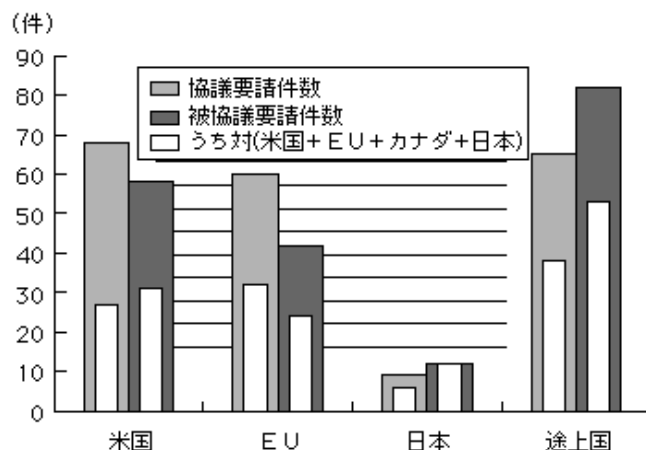
(出所) 経済産業省『通商白書』平成18年度

<http://www.meti.go.jp/report/tshaku2006/2006honbun/figindex.html>

図5はWTOの紛争処理を利用した国別のデータであるが、この図を見ても途上国は提訴する数に比べて提訴される数が多いことが分かる。そして提訴されるうちの6割以上がアメリカやEUを含む先進国からのものである。そのため、アメリカがこれから日本に限らず、他国に対して保護主義的な案を提示することは各国からの反米感情を高めることになってしまう。

しかし、アメリカ国内では特に議会が主権侵害の警戒からWTOに対する不信の声が上がっている。事実、アメリカは「もし米国が国の基本的利益に関して、WTOの紛争処理パネルの決定に負けたとしても、米国の法律と慣行をそれに従わせて改める必要はない」³⁴という姿勢をとり、「米国に不利な裁定が下されたWTOのパネル報告について、問題となる事例が5年間に3回認められた場合、米国議会は大統領にWTOからの脱退を勧告できることになっている」。³⁵

図5 WTO紛争解決手続の国別利用実態



(備考) 1. WTO発足以降2001年1月現在までの案件数。
 2. 「途上国」はDAC統計上のODA対象国・地域を指す。
 (資料) 経済産業省「不正貿易報告書」より作成。

(出所) 経済産業省『通商白書』平成13年度版

<http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H13/index-ZH.html>

WTOでのアメリカの主導権は大きく、アメリカもWTOでの多国間交渉の重要性を認識しているため、WTOの脱退という選択は大げさであるかもしれない。しかし、これまでアメリカがWTOに提訴した多くの案が敗訴となり、自国がWTOのルールに違反し、提訴されることが多くなるにつれ、WTOに対する不満が高まってきていることは事実であろう。

また、表面ではグローバルな多国間交渉を提唱しながらも、2007年現在のアメリカの他国とのFTA³⁶交渉の実態などを見るとWTOのような国際機関からの干渉の少ない、二国間交渉の姿勢を強化してきていることが垣間見られる。WTOは各国の紛争を解決するためにも重要性を増してきていると同時に、アメリカ、日本を含む各国の自国を優先する保護主義案による対立の場となっている。アメリカの苛立ちが強まれば、今後、先進国に対してではなく、途上国という弱者にも保護主義を突きつけてくるであろうと考えられる。

2006年現在、中国や途上国に向けられるアメリカの保護主義が顕著になってきている中であっても、長年、摩擦を繰り返してきた日米間には依然として対立関係は存在する。確かに通商政策では日本に対してもアメリカの保護主義が根本の原因となって摩擦が起こってきており、自由貿易を推し進める上ではその考えは障害となっている。しかし、実際、日本はこれまでアメリカという大きな市場に対する輸出を拡大することで成長をしてきており、アメリカの貿易赤字のおかげで日本が貿易黒字を増加させてきたことが事実であることは心に留めておかなければならない。

だからといって、これから通商政策面でのアメリカの保護主義を全面的に容認するのではなく、同時に日本が大きな貿易黒字を抱える先進国であることを認識して、アメリカの貿易赤字を減少させ、黒字を増加させていくことに貢献する意識をも持つことが世界的な貿易バランスを整える上では重要となってくるであろう。要するに、あくまで自由貿易を進めていくにしても、アメリカの貿易赤字が拡大し続けた場合の日本や他国へのマイナスの影響を念頭に置かないと危険であるということである。

まとめに代えて

2006年現在、日本側のある意見の中には、石油の高騰に代表される輸入の増大に伴い、日本の貿易黒字が減少する恐れがあるため、輸出をこれまで以上に増やしていくべきであるという考え方も浮上している。このような意見は、日本もアメリカ同様、自国の利益に目が向いている面があることを示す。確かに、各国政府が両国の消費者や、産業界、企業の利益を優先的に考え、自国産業を保護しようとする要望がそのまま貿易相手国への要望となることは貿易を行う上では仕方がない。

また、貿易摩擦が起こりうる原因には日本、アメリカ両国の「不公正」の概念や政治の構造面や貿易商品が異なること、また関係する機関同士の関係の違いが挙げられ、完全に公正な貿易というものを実現することは不可能に近いほど実現は困難である。しかし、健全で激しい摩擦の起きない貿易は今後、お互いの国内産業の発展において必要不可欠である。これまでのアメリカの対日貿易に関する通商政策の内容は特にアメリカ国内の産業を外国の産業から守る保護色の強いものであった。それは、アメリカの対日輸入の抑制の形から日本の輸出自主規制の形へと変化してきたことにも現れている。

そして、2006年現在も尚、その風潮は残っている。そうかといって日本はその政策をただ非難し、逆に禁輸に代表されるような、自国の利益を優先するような処置だけを取るべきではない。完全に公正な貿易の実現は困難であるとしても、通商政策において、一方の要望や圧力に応えるだけではなく、両国が譲歩しあい、合意できる点を模索していく努力はできるのではないだろうか。

しかし日本はその際、公正な貿易の妨げとなるアメリカの背後に存在する産業界や議会の威力を弱めるなどの政治的干渉は行えない。その点でいかに日本がアメリカ政府に日米間の望むことの違いを冷静に訴え、アメリカ議会の圧力を無視することなく、かつアメリカ政府の権限をより引き出して強めていけることをできるかが問題解決の根底にあるであろう。これまで日本の貿易相手国の常にトップであったアメリカが輸入面で中国に抜かれ、総合でも順位が後退している2006年現在こそ、日米貿易摩擦の解決策を改めて見出す時である。

また、通商政策において、完全な自由貿易の実現というものは理想論であり、実質的には貿易収支のアンバランスや農業分野の輸出入に見られる自由貿易による弊害が生じるために、現実的には実現は困難である。しかし、アメリカの保護主義を取り除くと同時に、今や世界の多くの国々が影響を受けやすいアメリカの貿易をその重要貿易相手国である日本が双方にとって公正ものに誘導していく役割を担っていかなければならない。

前述の通り、アメリカの貿易赤字の減少に貢献していくことは大きな貿易相手国であり対米黒字国でもある日本の使命でもあるが、そのことと通商政策においてアメリカの保護色が強い一方的な要求を認めることは異なる。

日本はアメリカの赤字是正のために輸入の増加に励むことをはじめとして努力すべき点はあるが、同時にWTOの紛争処理に持ち込まれるアメリカの不合理な提訴に対しての姿勢などにはきちんと反論をするべきであるし、WTOが日本だけでなく、EUや多くの途上国に対して行う、世界的なWTOのルールの特効を損なうような無理難題な要求に対しては日本が先頭となって論ずるところであるだろう。

また、アメリカが自国の貿易赤字を懸念する余り、各国に対し、保護主義的な政策を打ち出すにつれ、WTOでアメリカが被提訴国となり、ますますアメリカ国内の保護主義の勢いが高

まる可能性もある。日本は率先してその悪循環をとめていかなければならない立場にある。事実、WTO のように多国間での協議は紛争処理の効率を上昇させ、理念上、自由貿易を目指す上で重要な場である。

しかし、通商法 301 条に見られるアメリカ独自に設定された基準のもとにある相互主義は日米間での通商政策で完全になくなったとはいえず、WTO の場での協議では補完しきれない問題を、日米間の二国間で協議することの重要性も同時に主張されてきている。その際、二国間での協議も、これまでの日米間での協議のようにアメリカが一方的に日本の個別品目に対しての市場開放を求め、日本が最終的にアメリカの要求に対して譲歩するだけである形をとるべきではない。世界でも大きな影響力を持つ日本とアメリカという両国が対等に協議しあい、双方にとって公正な貿易を目指す関係を創造していくべきである。

そして農産物における日米貿易関係についてみると、アメリカは日本の農産物輸入相手国第 1 位であり、日本の農産物輸入の約 26% のシェア（2006 年 2 月）を占め、今後も農産物部門を中心にアメリカ議会の干渉を受けるであろう。アメリカ側の日本に対する要望については、日本の対応次第でアメリカ側の反日感情の発生、強まりにもなるので慎重に対処していかなければならない。

また、農業分野における保護主義の問題はアメリカ、日本のものだけでなく、農業大国であるフランスを含めた EU 諸国も同様に抱えている問題である。各国が保護主義の非難の矛先を他国にばかりに向けるのではなく、これまで以上に政府が国内における貿易自由化反対派や輸入によって被害を受ける農家に対する適切な援助などでの調整に励むべきである。

日米間においては、この農業分野の貿易を除いて、日本はアメリカに対して黒字の増加や工業分野の輸出の増加などで優位な立場にあるといえる。しかし、二国間に留まらず、WTO 閣僚会合のような多国間協議の場でも度々、アメリカや日本の農業分野の保護主義は問題視されているのが現状である。日本は貿易を行う上で、競争力のない農業分野での保護主義を責められ、より大きな弱みとしないためにも、最低限の国内での援助と保護主義との区別をし、過度な保護主義を是正していき、公正な貿易を進めていくべきである。

日米間においてこれから保護貿易を行うべきか、それとも自由貿易を行っていくべきなのか。通商政策や通商法では自由貿易論か、あからさまではないが実質上の保護貿易論をとるかという議論がこれまで何度となく繰り返されてきた。この問いかけに対する答えは単純なものではなく、これからも日米両国の重大な課題となるであろう。

貿易を行う国同士の間には、自国産業を重視しすぎるような保護主義が強いことは問題である。また逆に、自国内で何の保護もなく完全な自由貿易を行うことは貿易によって害を受ける自国産業の衰退と、貿易相手国との貿易収支バランスを保つ上でも問題となる。アメリカと日本が両国の通商政策や貿易事情に対して判断する「不公正」の概念は異なっており、完全に一致させることは困難である。

また、2006 年現在、アメリカの貿易赤字の増大は日米間だけでなく、世界中において深刻に問題視されており、これまで以上に対米貿易黒字国である日本への批判も強まるかもしれない。しかし、これらの問題を解決する通商政策面においてはこれまで、アメリカの保護主義が主な原因で多くの日米貿易摩擦を起こされてきた日本だからこそ、両国にとっての真の「公正貿易」の意義を浸透させ、推進させていける立場といえる。

また、アメリカはあからさまには自国が保護貿易を行っているとは証言しないが、アメリカが外国製品に高い関税をかけると、外国製品と比べて品質が劣っていると自国製品を買わざ

るをえなくなり、保護主義を推し進めて一番被害を受けるのはアメリカ国民であることもきちんと考慮しなければならない。根本となる通商政策上での保護主義を取り除いた、双方の公正概念のもとで、譲歩の形をとった二国間、多国間交渉を継続していくことはこれからの日米間での重要課題であるといえる。

注

- ¹ JETRO 「米国 基礎的経済指標」 http://www.jetro.go.jp/biz/world/n_america/us/basic_01/
- ² ジェトロ貿易投資白書、2005年、104頁。
- ³ 1962年、通商交渉において国内と海外との調整を図るために通商拡大法において設置された。STRとは特別通商代表を指す。
- ⁴ 1903年に商務・労働省として設置された後、1913年に二つの省に分割された。米国通商政策に影響する責任の中でも国際貿易局と産業・安全保障局に大きな責任が伴う。
- ⁵ 国防省、国家安全保障会議、国防総省から成る。
- ⁶ 経済諮問委員会、行政管理予算局、司法省、財務省から成る。
- ⁷ グレン・G・フクシマ、1992年、62—65頁。
- ⁸ 中川、2001年、6-7頁。
- ⁹ 日本経済新聞 2006年6月29日。
- ¹⁰ 江口、松田、1987年、81-87頁。富浦、1995年、205-206頁。
- ¹¹ JETRO、2005年、273頁。
- ¹² 阿部、1994年、48頁。
- ¹³ 阿部、1994年、50頁。
- ¹⁴ スムート・ホーレー法による高関税を是正するために、ルーズベルト民主党政権下で制 定された。関税の引き下げを目的とした。
- ¹⁵ この法では、大統領に対し、国家安全保障を危うくするおそれのある輸入に規制を課す 権限を与えている。JETRO、2005年。
- ¹⁶ 輸入数量割当、輸入手続きの煩雑さ、複雑な商慣習、基準・認証制度など関税以外の方法・制度で輸入を実質的に制限する方法。『有斐閣 経済辞典』第4版。
- ¹⁷ アメリカの輸出阻害要因の削減と輸出強化に重点を置いた法。1985年の輸出管理法を修正したものである。
- ¹⁸ 世界的な自由貿易の構想としてITOの実現が期待されていたが、アメリカの議会の保護主義派や産業界は、貿易障壁を取り除くには不十分であるという理由から反対をし、設置が実現されなかった。残ったのがGATTである。
- ¹⁹ 2005年5月時点で148カ国が加盟。尚、27の国や地域も加盟へ向け、活動中である。
- ²⁰ 近藤、1994年。
- ²¹ 米国下院歳入委員会、2005年。USTRは「米国の関連製品について非常に大きな悪影響を与える負担が大きく、またひどい行為、政策または二国間もしくは多国間の交渉における大きな進展が見られない国のみ」を優先国とすべきであるとされている。また、スペシャル301条におけるUSTRの優先国の定義は、「知的財産権の適切かつ効果的な保護、または知的財産権の保護を信頼した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国」である。
- ²² 『有斐閣 経済辞典』第4版。
- ²³ 過去、日本がWTOに提訴したアメリカに関する案件には、米国の対日自動車輸入に対する一方的措置（1995）、米国の地方政府の調達手続問題（1997）、米国の1916年アンチ・ダンピング法（1999）、米国の熱延鋼板アンチ・ダンピング措置（1999）、米国の1930年関税法改正条項（バード修正条項）（2000）、米国のサンセット条項（2002）、米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置（2002）等が含まれる。
- ²⁴ 経済産業省調べ、2001年。
- ²⁵ WTO農業委員会特別会合で日本が食料安全の保障、輸出入国間のルールの不均衡是正、開発途上国への配慮などをポイントとして作成、提出した案件。日本は他国にこの案の理解を促している。
- ²⁶ Market Oriented Sector Selective formulaの略。市場を重視する協議方式をとり、分野ごとに市場開放問題を協議する。アメリカの案に日本が合意した。
- ²⁷ 江口、松田、1987年、116-118頁。
- ²⁸ 別名、日米構造問題協議Structural Impediments Initiativeの略。
当時の宇野総理とブッシュ（シニア）大統領との共同声明を元に、貿易で障壁となる構造問題の解決を目的に1989年から開かれた。対象項目を詳しく述べると、日本側の対象項目は、1.貯蓄・投資パターン、2.土地利用、3.流通機構、4.価格メカニズム、5.系列関係、6.排他的取引慣行で、米国側対象項目は1.企業の投資活動と生産力、2.企業行動、3.政府規制、4.研究開発投資、5.輸出振興、6.労働者の訓練・教育とされていた。（富浦、1995）。
- ²⁹ 経済産業省『通商白書』平成18年度版
<http://www.meti.go.jp/report/tshaku2006/2006honbun/figindex.html>
- ³⁰ 経済産業省『通商白書』平成18年度版
<http://www.meti.go.jp/report/tshaku2006/2006honbun/figindex.html>

-
- ³¹ 経済産業省『通商白書』平成18年度版
<http://www.meti.go.jp/report/tshaku2006/2006honbun/figindex.html>
- ³² 『日本経済新聞』2006年9月13日。
- ³³ 『日本経済新聞』2006年8月29日。青木、2002年、109頁。
- ³⁴ 萩原、2006年、97頁。
- ³⁵ 青木、2002年、109頁。
- ³⁶ 自由貿易協定 (Free Trade Agreement) の略であり、「特定の国・地域間で関税やサービス貿易の障害などを削減、撤廃する」(日本経済新聞2006年12月1日)協定と定義される。アメリカは既に多国間とFTA交渉を行っているが、「アジア太平洋FTA」というアジア太平洋地域を対象としたFTAの提言をも行っている。(日本経済新聞2006年11月11日)このことから、アジア地域においても、アメリカはFTA構想を用いて、存在感を示そうとし、FTAの活用を重要視していることが読み取れる。

参考文献

1. 江口隆、松田学『貿易摩擦・見えない戦争—日本の対応と解決への道』ティービーエスブリタニカ、1987年。
2. 近藤剛『まだ解らないのか米国の通商政策』徳間書店、1994年。
3. 伊藤元重、伊藤研究室『通商摩擦はなぜ起きるのか—保護主義の政治経済学』NTT出版、2000年。
4. 富浦英一『戦略的通商政策の経済学』日本経済新聞社、1995年。
5. 阿部斎『アメリカの政治 内政のしくみと外交関係』弘文堂、1994年。
6. S・D・コーエン『アメリカの国際経済政策—その決定過程の実践』古城他訳、三嶺書房、1995年。
7. JETRO (日本貿易振興機構)『米国通商関連法概説』米国下院歳入委員会編、福島栄一監訳2005年。
8. JETRO『アメリカ通商政策とWTO』、2001年。
9. グレン・G・フクシマ『日米経済摩擦の経済学』渡辺敏訳、朝日新聞社、1992年。
10. 中川淳司、トマス・J・ショーエンバウム 『摩擦から強調へ—ウルグアイ・ラウンド後の日米関係』東信堂、2001年。
11. 青木健、馬田啓一『日本の通商政策入門』東洋経済新聞社、2002年。
12. ジェームズ・ボバード『アメリカ貿易は公正か—知られざる保護主義の全貌』佐藤英夫 訳、日本経済新聞社、1992年。
13. 伊藤元重、石黒一憲『提言—通商摩擦』NTT出版株式会社、1993年。
14. 経済産業省『通商白書2006』2006年。
15. 総務省『世界の統計2006』<http://www.stat.go.jp/data/sekai/zuhyou/0907.xls>
16. JETRO「貿易・投資・国際収支統計」<http://www.jetro.go.jp/jpn/stats/trade/excel/rank.xls>
<http://www.jetro.go.jp/jpn/stats/trade/excel/rank2005.xls>
17. 萩原伸次郎『現代の経済政策』第三版、2006年。
18. 農林水産省 http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/sg_kanren/sg_2.pdf
http://www.maff.go.jp/wto/wto_comic.pdf
19. 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/press/0005838/0/041124ad.pdf>
20. 経済産業省『通商白書』平成13年度版、2001年。
<http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H13/index-ZH.html>
21. 通商産業省2002年版「不公正貿易報告書」アメリカの政策、措置について
http://www.meti.go.jp/report/hukouseboueki/2002/part_one/g20309d01j.html
22. UNCTAD, *Trade and Development Report 2006*, "Chapter 1: global imbalance as a systemic problem," C. The systemic character of the global imbalance. http://www.unctad.org/en/docs/tdr2006ch1_en.pdf